

# 横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱

制 定 平成27年4月1日 都防第1052号（局長決裁）  
最近改正 平成30年10月2日 都防第1143号（局長決裁）

## （趣旨）

- 第1条 この要綱は、延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化を推進するため、地域の防災力の向上を図る事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号通知。以下「社会資本交付要綱」という。）及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月25日横浜市条例第4号。以下「地域まちづくり推進条例」という。）の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 対策地域 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針（平成26年3月制定。以下「地震火災対策方針」という。）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域をいう。
  - (2) 重点対策地域（不燃化推進地域） 地震火災対策方針において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域をいう。
  - (3) 自治会町内会等の団体 自治会町内会等の一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている団体（地域まちづくり組織を含む。）をいう。
  - (4) 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 火災又は地震等の緊急時に、行き止まりの通路を通り抜けるために必要な通路や、円滑な避難と安全性を確保するための階段、スロープ、扉、手すり等を整備する事業をいう。
  - (5) 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 火災又は地震等の緊急時における避難安全性の向上を目的として、危険なブロック塀等を除却する事業及び除却後に軽量のフェンス等を設置する事業をいう。
  - (6) 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 火災又は地震等の緊急時における安全な避難に必要な私道について、拡幅整備を目的として、中心線を決めるための測量を実施する事業をいう。
  - (7) 「まちの避難経路」安全対策事業 火災又は地震等の緊急時における安全な避難に必要な私道の舗装整備、段差解消、防護柵、手すりの設置等を実施する事業をいう。
  - (8) 「まちの防災広場」整備事業 低未利用地を横浜市が無償で借り受け、自治会町内会等の団体がまちの防災広場として整備及び維持管理を行うことで、まちの防災性の向上及び住環境の改善やコミュニティ形成を図る事業をいう。
  - (9) 「まちの防災設備」設置事業 自治会町内会等の団体がまちの防災性を向上させること

を目的に、防災設備を設置する事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「まちの避難経路」行き止まり改善事業
  - (2) 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業
  - (3) 「まちの避難経路」中心杭等設置事業
  - (4) 「まちの避難経路」安全対策事業
  - (5) 「まちの防災広場」整備事業
  - (6) 「まちの防災設備」設置事業
  - (7) その他市長が必要と認める事業
- 2 各事業の補助の対象者、補助金の額の算出方法、維持管理等、補助金交付の事務手続並びに条件に関し必要な事項はそれぞれ別途要領で定める。
- 3 地域まちづくり推進条例第10条に基づき、防災まちづくりを目的として認定を受けた地域まちづくりプラン（以下「プラン」という。）に基づいた整備を、認定を受けたプランを運用する地域まちづくり組織が申請する場合において、市長が特に必要と認めた場合は、各事業の要領の定めにかかわらず、補助金額の上限を500万円にすることができる（老朽建築物等の除却に要する費用を除く）。ただし、同一年度に複数の事業を申請する場合は、その補助金額の合計金額が500万円を超えないものとする。
- 4 第1項で定める補助対象事業は単年度で完了するものとする。

(補助の要件)

第4条 補助対象となる事業の要件は、次の各号に定める要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助の対象地区は別表1に定める区域に存するものとする。ただし、防災まちづくりを目的とした地域まちづくり組織及び地域まちづくりプランの対象地域で、別表1に定める区域の一部を含む場合には、その地域を対象地区とすることができる。
- (2) 他の補助事業と重複していないこと。
- (3) 要領に定める要件を満たすこと。
- (4) 第6条の規定による身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）の交付を受ける前に補助対象事業の契約を締結していないこと。
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの。

(補助金交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに申請を行い、提出する書類は身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

- 2 補助金規則第5条第2項第3号の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、各要領で定める書類とする。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものと

する。

- (1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項
- (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(補助金交付決定通知)

第6条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付をしない旨の決定通知は、身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第3号様式）に条件を追加することができる。

(補助金交付決定変更申請)

第7条 前条第1項に規定する補助金交付決定通知を受けた者（以下「事業者等」という。）は、当該事業の変更しようとするときは、補助金規則第7条第1項の規定によりあらかじめ身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定変更申請書（第5号様式）によって、市長に交付決定変更申請をしなければならない。

- 2 前項の申請書には、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第2号様式）及び第5条第3項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当初交付決定を受けた内容で変更がない書類は省略することができる。

(補助金交付決定変更承認通知)

第8条 市長は、前項の申請について審査し、交付決定変更の承認をしたときは、事業者等に対し、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定変更承認通知書（第6号様式）を交付するものとする。

- 2 審査により交付決定変更を不承認とする場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定変更承認通知書（第6号様式）に条件を付すことができる。

(取下げ・取止め)

第9条 申請者は、第5条第1項の規定による交付申請を行った後、かつ、第6条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により本申請を取り下げるときは、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請取下げ届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業者等は、第6条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により本事業を取り止めるときは、あらかじめ身近なまちの防災施設整備事業取止め承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適切である

と認めた場合は、身近なまちの防災施設整備事業取止め承認通知書（第10号様式）をもって当該事業者等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者等は、次の各号に掲げるときは、速やかに、身近なまちの防災施設整備事業完了報告書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による補助金交付決定通知及び第8条第1項による補助金交付決定変更承認通知を受けて行う事業が完了したとき。
- (2) 前条第2項の規定により身近なまちの防災施設整備事業取止め承認申請書（第9号様式）を提出したとき。

2 前項第1号の規定により市長へ報告する書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書（第12号様式）
- (2) 各要領で定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項とする。

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金等は確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（交付の時期等）

第12条 補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助金規則第18条の規定による補助金の交付の請求は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付請求書（第14号様式）により行わなければならない。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 補助金規則第19条第1項及び第2項の規定により、市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の通知書を横浜市身近なまちの防災施設整備事業以外の目的で使用したとき。
- (3) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく要件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は第15条に基づく市長の指導に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 補助金規則第19条第3項の規定により、市長は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り

消す場合は、事業者等に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付後に第1項の規定により交付の決定を取り消した場合、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。
- 4 第2項の通知及び第3項の補助金の返還を命じる場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第15号様式）により、事業者等に通知するものとする。

（財産処分の制限及び維持管理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金額確定の通知があった日から起算して10年以内に、当該補助金を受け整備した財産を処分してはならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助の対象施設を補助金額確定の通知があった日から起算して10年間善良なる管理者の注意をもって維持、管理しなければならない。

（助言及び指導等）

第16条 市長は、申請者又は事業者等に対し、この要綱の目的を達成するうえで必要な事項について助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。
- 3 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業をすべきことを指示するものとする。
- 4 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成35年3月31日に廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年10月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に補助金交付申請を行う事業について適用し、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けたものについては、なお従前の例によるものとする。

ただし、施行日前日までに補助金交付決定通知を受け、完了報告書を提出していない事業のうち、この要綱を適用し補助金額が変更となる場合は、補助金交付決定変更申請を行うことにより補助金額を変更することができる。また、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けた事業については、この要綱の様式を適用することができる。

(特例による遡及適用)

3 平成30年6月18日から平成30年10月3日までに横浜市「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業補助金交付要領（以下、「ブロック塀要領」という。）に基づく危険ブロック塀等の除却工事の契約を締結したものが補助金の交付を受けようとするときは、第5条から第11条の規定に関わらず、ここに定めるものとする。

- (1) 申請者は、補助対象工事の完了後、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書（特例用）（特例第1号様式）に、第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、平成30年12月28日までに市長に申請しなければならない。
- (2) 補助金規則第5条第2項第3号の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書（特例用）（特例第2号様式）を用いなければならない。
- (3) 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、ブロック塀要領附則第3項第1号で定める書類とする。
- (4) 補助金規則第5条第3項の規定により市長が身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次に掲げるものとする。
  - ア 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項
  - イ 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (5) 市長は、第1号の規定による申請を審査し、その結果を身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書（特例用）（特例第3号様式）又は身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- (6) 市長は、前号の規定による補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定兼補助金額確定通知書（特例用）（特例第3号様式）に条件を追加することができる。
- (7) 申請者は、第1号の規定による交付申請を行った後、かつ、第5号の規定による補助金交付決定又は不交付決定を受ける前に、事情により本申請を取り下げるときは、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請取下げ届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請先）  
横浜市 市長

申請者	住所	〒
	氏名 （名称及び代表者名）	印
	電話番号	

## 身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書

横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請する事業	<input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」安全対策事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災広場」整備事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災設備」設置事業 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める事業 ※該当する事業にチェックを入れてください	
事業の実施場所	所在地（地番）	〒
	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域）	<input type="checkbox"/> 対策地域
	<input type="checkbox"/> プランの対象地域	<input type="checkbox"/> 防災まちづくりを目的とした地域まちづくり組織の活動対象地域 <input type="checkbox"/> プランの対象地域
交付を受けようとする補助金の額	円	
添付書類	・身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第2号様式） ・各要領で定める書類 ・その他	

<p><b>受付欄</b></p>
<p>第 号</p>

# 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書

申請者 \_\_\_\_\_

## 1 収入

項目	金額	説明（負担者及び負担方法等）
補助金		
合計		

## 2 支出（補助金対象経費分）

項目	数量 (単位)	単価	金額	説明
合計				



（申請者）

様

横浜市長

印

## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付決定通知書

年 月 日に交付の申請がありました身近なまちの防災施設整備事業補助金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので、通知します。

### 1 事業の実施場所

### 2 事業の種別

### 3 交付決定額

### 4 交付の時期

### 5 交付条件

- (1) この補助金は補助金を受けて行う身近なまちの防災施設整備事業実施のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。
- (2) この補助金は、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。
- (3) この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けてください。
- (4) 補助金を受けて行う身近なまちの防災施設整備事業を変更、中止又は廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (5) この補助金により整備したものは、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。
- (6) 事業が終わり次第、別に定める身近なまちの防災施設整備事業完了報告書（第11号様式）を提出してください。  
なお、補助金額は、完了報告書の提出を受けて確定するものとします。
- (7) 要綱第14条第1項の規定のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (8) 当該事業補助に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。
- (9) 補助金額確定の通知があった日から起算して10年以内に、当該補助金を受け整備した財産を処分してはならない。

第 年 月 日  
号

（申請者）  
様

横浜市長



## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金不交付決定通知書

年 月 日に交付の申請がありました身近なまちの防災施設整備事業補助金については、審査の結果、補助金の交付をしないことと決定しましたので、通知します。

- 1 事業の実施場所
- 2 事業の種別
- 3 不交付決定理由

年 月 日

（申請先）  
横浜市 長

申請者

住所	〒
氏名 (名称及び代表者名)	⑩
電話番号	

## 身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた補助対象事業について、当該決定の内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更する事業	<input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」安全対策事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災広場」整備事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災設備」設置事業 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める事業 ※該当する事業にチェックを入れてください
変更の理由	
変更の内容	
変更後の申請額	交付決定額 円 変更申請額 円 差し引き額 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第2号様式）</li> <li>・各要領で定める書類</li> <li>・その他</li> </ul>

受付欄

第

号

第 年 月 日 号

(申請者) 様

横浜市長



## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日に変更の申請がありました補助対象事業については、次のとおり承認したので通知します。

1 事業の実施場所

2 事業の種別

3 承認内容

4 変更後の交付決定額

当初交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

差引増△減額 \_\_\_\_\_ 円

5 交付条件

第 年 月 号  
日

（申請者）  
様

横浜市長



## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付決定変更不承認通知書

年 月 日に変更の申請がありました補助対象事業については、審査の結果、次の通り不承認となりましたので通知します。

- 1 事業の実施場所
- 2 事業の種別
- 3 不承認の理由

（届出先）  
横浜市 長

申請者

住所	〒
氏名 （名称及び代表者名）	印
電話番号	

## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付申請取下げ届

年 月 日に申請した、補助金交付申請を取り下げます。

取り下げる事業	<input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」安全対策事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災広場」整備事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災設備」設置事業 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める事業 ※該当する事業にチェックを入れてください
事業の実施場所	
取下げ理由	

受付欄

第

号

（届出先）  
横浜市 長

申請者	住所	〒
	氏名 （名称及び代表者名）	⑩
	電話番号	

## 身近なまちの防災施設整備事業 取止め承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた補助対象事業について、  
取止めの承認を申請します。

取り止める事業	<input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」安全対策事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災広場」整備事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災設備」設置事業 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める事業 ※該当する事業にチェックを入れてください
事業の実施場所	
取止め理由	

受付欄	
第	号

第 年 月 日  
号

(申請者)  
様

横浜市長



## 身近なまちの防災施設整備事業 取止め承認通知書

年 月 日に取止めの申請がありました補助対象事業について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 事業の実施場所

2 事業の種別

3 取止めの対象となる交付決定通知書番号

年 月 日 第 号



年 月 日

（申請先）  
横浜市 長

申請者	住所	〒
	氏名 （名称及び代表者名）	⑩
	電話番号	

### 身近なまちの防災施設整備事業完了報告書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた補助対象事業の完了について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

実施した事業	<input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 <input type="checkbox"/> 「まちの避難経路」安全対策事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災広場」整備事業 <input type="checkbox"/> 「まちの防災設備」設置事業 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める事業 <small>※該当する事業にチェックを入れてください</small>	
事業の実施場所	所在地（地番）	
	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域）	<input type="checkbox"/> 対策地域
	<input type="checkbox"/> プランの対象地域	<input type="checkbox"/> 防災まちづくりを目的とした地域まちづくり組織の活動対象地域 <input type="checkbox"/> プランの対象地域
交付決定額	円	
決算後の補助金の額	円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書（第12号様式）</li> <li>・ 各要領で定める書類</li> <li>・ その他</li> </ul>	

<b>受付欄</b>
第 号

# 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書

申請者 \_\_\_\_\_

## 1 収入

項目	金額	説明 (負担者及び負担方法等)
補助金		
合計		

## 2 支出 (補助金対象経費分)

項目	数量 (単位)	単価	金額	説明
合計				

## 3 決算後の補助金の額

\_\_\_\_\_ 円

第 年 月 日

（申請者）

様

横浜市長



## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金額確定通知書

年 月 日に報告のありました補助対象事業について、完了報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 事業の実施場所
- 2 事業の種別
- 3 補助金額確定額

円

年 月 日

(請求先)  
横浜市 長

申請者

住所	〒
氏名 (名称及び代表者名)	印
電話番号	

## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付請求書

年 月 日 第 号で [ 交付決定  
額確定 ] の通知を受けた身近なまちの防災  
施設整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

\_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫	支店
預金種目	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 申請者と振込先口座が異なるときは、申請者による委任状を添付してください。

3 添付書類

- (1) 身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書の写し

第 年 月 日 号

（申請者）

様

横浜市長

印

## 身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付決定取消通知及び返還請求書

年 月 日 第 号で補助金交付決定を行った補助対象事業について、次のとおり取り消しますので通知します。

なお、既に交付した補助金がある場合は、その返還を請求します。

1 事業の実施場所

2 事業の種別

3 取り消しの部分及びその理由

4 既交付分補助金の返還

(1) なし・あり（金額 円、返還期限 年 月 日）

(2) 内訳

年 月 日

(申請先)  
横浜市 長

申請者

住所	〒
氏名 (名称及び代表者名)	印
電話番号	

### 身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書（特例用）

横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請する事業	「まちの避難経路」危険ブロック塀等改善事業		
事業の実施場所	所在地（地番）	〒	
	<input type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域）	<input type="checkbox"/> 対策地域	
	<input type="checkbox"/> プランの対象地域	<input type="checkbox"/> 防災まちづくりを目的とした地域まちづくり組織の活動対象地域 <input type="checkbox"/> プランの対象地域	
交付を受けようとする補助金の額	円		
添付書類	・身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書(特例用)（特例第2号様式） ・要領附則第3項で定める書類 ・その他		

受付欄

第

号

# 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書 (特例用)

申請者 \_\_\_\_\_

## 1 収入

項目	金額	説明 (負担者及び負担方法等)
補助金		
合計		

## 2 支出 (補助金対象経費分)

項目	数量 (単位)	単価	金額	説明
合計				

## 3 決算後の補助金の額

\_\_\_\_\_ 円

第 号  
年 月 日

(申請者)

様

横浜市長

印

身近なまちの防災施設整備事業  
補助金交付決定兼補助金額確定通知書  
(特例用)

年 月 日に申請のありました補助対象事業について、次のとおり交付決定し補助金の額を確定しましたので通知します。

1 事業の実施場所

2 事業の種別

3 補助金額確定額

\_\_\_\_\_ 円

4 交付の時期

5 交付条件

- (1) この補助金は補助金を受けて行う身近なまちの防災施設整備事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) この補助金は、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書(特例用)（特例第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。
- (3) この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けてください。
- (4) この補助金により整備したものは、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。
- (5) 要綱第14条第1項の規定のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) 当該事業補助に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。
- (7) 補助金額確定の通知があった日から起算して10年以内に、当該補助金を受け整備した財産を処分してはならない。
- (8) フェンス等を設置する場合は、安全なものとしてください。